

告 示

埼玉県告示第四百八十八号

令和七年五月十三日付け埼玉県告示第三百七十一号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定によりその開催を中止する。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一	番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の 種類及び名称	期日及び時間	場 所
	所沢		所沢市	「都市再開発 の方針」	令和七年七月 三日午後二時 から	所沢市役所本 庁舎八階大会 議室